

簡易水道受け皿体制構築実現可能性検討業務 委託事業者募集要項

1. 適用

本要項は簡易水道受け皿体制構築実現可能性検討業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続き等必要な事項を定めるものとする。

2. 委託業務の概要

(1) 業務名

簡易水道受け皿体制構築実現可能性検討業務

(2) 目的

簡易水道事業のみを行う11村の「簡易水道エリア」において、組織面では人員不足・技術の後継者不足により水道施設保守管理が厳しくなり、また施設面では水道施設の更新や耐震化が進んでいないため、漏水復旧工事や老朽管更新工事が増加すると推測される。

平成31年3月に策定した「新領域水道ビジョン」では、簡易水道エリアの課題解決に向けた取組として広域的な支援体制（受け皿体制）の構築を掲げている。

本業務は、簡易水道エリアが抱える課題を解決するため、県が調整役となり、各市町村と共同で、当該エリアの受け皿として民間事業者のノウハウを活用した受け皿体制構築実現可能性の検討を行う。

(3) 委託内容

- ① 受け皿体制である官民共同事業体のあり方の検討
- ② 官民の業務範囲の検討
- ③ 事業費の試算
- ④ 損失リスク分担の検討
- ⑤ モニタリング項目の検討
- ⑥ 官民マッチング手法の検討
- ⑦ 簡易水道広域連携推進研究会との連携

※詳細は別紙、簡易水道受け皿体制構築実現可能性検討業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)に記載。

(4) 企画提案書等作成に係る経費

企画提案書等の作成及び提出に要した経費は提出者の負担とする。

(5) 委託料上限額

金 8,600,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)を限度とする。

(6) 委託期間

契約締結日から令和2年2月7日(金)まで

3. 手続き等

(1) 担当部局

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県地域振興部 エネルギー・土地水資源調整課 エネルギー・水資源調整係

(2) 提案書に関する質問の受付

提案書に関する質問の受付は次のとおりとする。

- 受付期間 令和元年7月5日(金)の公告以降
令和元年7月12日(金)午後5時まで
- 受付方法 ファクシミリ又は電子メールにて、質問事項を記入した質問票(様式1)を送付後、必ず電話にて送信した旨を連絡すること。
※電話・来訪など口頭による質問は受け付けない。
- 質問先 (1) 担当部局に同じ
- 回答方法 インターネットホームページ「奈良県地域振興部エネルギー・土地水資源調整課」に公表する。個別には回答しないものとする。
※質問者名は掲載しない。

(3) 参加表明書(様式2)の提出期限、提出先及び提出方法

- 提出期限 令和元年7月22日(月)午後3時まで
- 提出先 (1) 担当部局に同じ
- 提出方法 ファクシミリ又は電子メールにて送付後、必ず電話にて送付した旨を連絡。

(4) 企画提案書等の提出期限、提出先及び提出方法

- 提出期限 令和元年7月29日(月)午後3時まで
- 提出先 (1) 担当部局に同じ
- 提出方法 持参または郵送に限る
(郵送の場合は提出期限必着とし、担当者に事前に電話連絡のうえ、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により提出すること。)
- 提出物
 - ①参加申込書(様式3)【原本1部 コピー1部】
 - ②企画提案書(様式任意 サイズはA4片面15枚以内)【原本1部 コピー7部】
 - 1) 業務実施方針
 - 2) 業務フロー図
 - 3) 工程計画(作業工程を具体的に記載すること。)
 - 4) 仕様に係る以下の提案事項
 - ・「仕様書4(1)受け皿体制である官民共同事業体のあり方の検討」の手法及び内容を、具体的に提案すること。
 - ・「仕様書4(2)官民の業務範囲の検討」の手法及び内容を、具体的に提案すること。
 - ・「仕様書4(3)事業費の試算」の手法及び内容を、具体的に提案すること。
 - ・「仕様書4(4)損失リスク分担の検討」の手法及び内容を、具体的に提案すること。
 - ・「仕様書4(5)モニタリング項目の検討」の手法及び内容を、具体的に提案すること。
 - ・「仕様書4(6)官民マッチング手法の検討」の手法及び内容を、具体的に提案すること。
 - ③事業者概要書(様式4)【原本1部 コピー7部】
 - ・会社概要などがあれば添付すること。

④類似業務受注実績(様式5)【原本1部 コピー7部】

- ・成果物などがあれば添付すること。

⑤委託業務実施体制(様式6)【原本1部 コピー7部】

⑥見積書(様式任意)【原本1部 コピー7部】

- ・宛先は「奈良県知事 荒井正吾」
- ・一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。
(各項目の時間、単価が判断できる内容とする。)

※ただし、①～⑥のコピーについては、提案者を判読できるような記載を削除すること。

○企画提案書提出者が2者に達しない場合の取扱い

本プロポーザルの企画提案書提出者が2者に満たない場合、参加資格要件を満たしていれば審議を継続することとし、全ての評価項目について各委員の評価の合計点が満点の6割以上の場合は当該提案者を選定する。

4. 委託事業者の選定

(1) 委託事業者選定審査会

- ①企画提案書等は、簡易水道受け皿体制構築実現可能性検討業務委託事業者選定審査会により、「4(2)受託事業者を選定するための評価基準」(100点満点)について審査し、最高得点者を選定する。
- ②提出のあった提案書等については、プレゼンテーションを行う。
- ③選定結果は、企画提案書を提出した事業者のみに対して書面で通知する。
- ④選定審査会は、令和元年7月31日(水)に行う予定。時間等詳細は、後日対象者に対して通知する。

(2) 受託事業者を選定するための評価基準

別紙のとおり

(3) 事業者との契約

- ①選定された者は、通知があり次第、県担当者と打合せを行い、委託業務契約書を締結した後、速やかに業務に着手すること。
- ②当企画提案書でなされた有効な提案については、必ず実施すること。
- ③企画提案書、参加申込書その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。
- ④契約に係る損害賠償及び契約の解除については、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)に定めるところによる。
- ⑤契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。
 - 1) 役員等(法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
 - 2) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - 3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

- 4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- 5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- 6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が上記 1)から 5)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- 7) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記 1)から 5)のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合[上記 6)に該当する場合を除く。]において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- 8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(4) その他

採択された事業計画は、県との協議等により、修正・変更を行う場合がある。

5. その他

- (1) 提出された書類は返却しない。また提出した企画提案書を奈良県に無断で他に使用することはできない。
- (2) 提出された提案書等は、審査作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。
- (3) 選定結果として提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合がある。また県民等からの情報公開の請求に応じて提案書等の開示を行う場合がある。
- (4) 非選定通知書による通知を受けた者は、非選定通知書の通知日から起算して5日以内に、その理由の説明を求めることができるものとする。
- (5) 募集及び契約については、県の都合により中止することがある。この場合、損害賠償は行わない。
- (6) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、奈良県エネルギー・土地水資源調整課の指示に従うこと。
- (7) 委託期間中において、委託業務の中間報告を求めたときは、速やかに報告すること。